

大阪市淀川区役所庁舎管理要綱

制 定 平成 19 年 5 月 22 日
最近改正 令和 8 年 7 月 29 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、大阪市区役所庁舎管理規則(平成 19 年 3 月 30 日公布。以下、「規則」という。)の規定に基づき区庁舎管理者が定める事項その他規則の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用上の注意)

第 2 条 この要綱の適用については、市民の区役所庁舎の利用を不当に妨げないよう留意しなければならない。

(定義)

第 3 条 この要綱において「区役所庁舎」とは、次の施設、敷地及び付帯設備をいう。
大阪市淀川区十三東 2 丁目 3 番 3 号(住居表示)に所在する大阪市淀川区役所庁舎(淀川区保健福祉センター含む)

(庁舎管理者等)

- 第 4 条 区役所庁舎の管理を行わせるため区庁舎管理者を置き、区長をもって充てる。
- 2 区庁舎管理者に事故があるとき又は区庁舎管理者が欠けたときは、総務課長がその職務を行う。
 - 3 大阪市淀川区役所事務分掌規則(平成 24 年 7 月 31 日規則第 150 号)及び大阪市淀川区保健福祉センター事務分掌規則(平成 24 年 7 月 31 日規則第 179 号)に定められる事務を担当する課が占有する事務室(会議室、倉庫も含む。以下同じ。)の管理は、第 1 項の規定にかかわらず、当該事務を所管する課長(以下「所管課長」という。)が行う。
 - 4 区庁舎管理者は区役所庁舎の管理上必要と認めるときは、所管課長に対し、事務室の管理に関する報告を求め、又は区役所庁舎の管理上必要な処置を講じるよう求めることができる。
 - 5 区庁舎管理者は、所管課長の要請に基づき、事務室の管理上必要な措置を講ずることができる。
 - 6 所管課長が不在のときは、所管課長があらかじめ指定する職員が区庁舎管理者の職務を行う。

(門扉の開閉)

第 5 条 規則第 4 条の規定により区庁舎管理者が定める区役所庁舎の各玄関の門扉の開閉時刻は、次のとおりとする。ただし、大阪市告示により執務時間が割り当てられた日を除き、大阪市の休日定める条例(平成 3 年大阪市条例第 4 2 号)第 1 条第 1 号に規定する市の休日は門扉を開放しない。

(1) 門扉の開閉時間

門扉開放日の属する曜日	門扉の開閉時間
-------------	---------

月曜日	開扉時間 午前 8 時 30 分 閉扉時間 午後 6 時 00 分
火曜日	開扉時間 午前 8 時 30 分 閉扉時間 午後 6 時 00 分
水曜日	開扉時間 午前 8 時 30 分 閉扉時間 午後 6 時 00 分
木曜日	開扉時間 午前 8 時 30 分 閉扉時間 午後 6 時 00 分
金曜日	開扉時間 午前 8 時 30 分 閉扉時間 午後 7 時 15 分
毎月第 4 日曜日	開扉時間 午前 8 時 30 分 閉扉時間 午後 6 時 00 分

- 2 前項の規定にかかわらず、区庁舎管理者が事務事業又は区役所庁舎の管理上必要と認めるときは、開門若しくは閉門時刻を変更し、または休日に開門することができる。

(区役所庁舎の出入り)

第 6 条 各玄関の門扉の閉鎖時における区役所庁舎の出入りは、区役所庁舎西側時間外出入口を利用して行うものとする。

- 2 職員が、規則第 5 条第 2 項の規定による門扉閉鎖後又は市の休日における区役所庁舎に立ち入りをしようとするときは、第 1 号様式による時間外・休日入退庁記録簿に記入し、宿日直専門員に届出なければならない。
- 3 本市業務関係者が、規則第 5 条第 2 項の規定による門扉閉鎖後又は市の休日における区役所庁舎に立ち入りをしようとするときは、第 2 号様式による時間外・休日庁舎内入退出簿に記入し、宿日直専門員に届出なければならない。

(退庁時の措置)

第 7 条 各事務室の最終退庁職員は、退庁の際、事務室の火気の有無及び消灯の確認をし、出入口及び窓等を閉鎖のうえ施錠し、第 3 号様式による最終退庁簿に記入のうえ退庁すること。

(許可を要する行為)

第 8 条 規則第 6 条第 1 項第 7 号に規定する区役所庁舎の管理上支障を及ぼすおそれのある行為で区庁舎管理者が定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 区役所庁舎内において、ビデオカメラ類による撮影、録音その他これらに類する行為をすること。

(行為の許可に関する手続)

第 9 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号から第 5 号及び第 7 号に掲げる行為の許可を受けようとするものは、第 4 号様式による行為許可申請書に所定の事項を記入し、当該許可に係る行為をする日の 3 日前までに庁舎管理者等に提出しなければならない。

- 2 庁舎管理者等は、前項の規定により行為許可申請書が提出された場合において、申請に係る行為を許可するときは第5号様式による許可書を、許可しないときは第6号様式による不許可決定通知書を交付するものとする。
- 3 庁舎管理者等は、規則第6条第1項第1号から第5号及び第7号に掲げる行為について、同項の規定による許可以外に法令、市規則その他の規程の規定による許可を受ける必要がある場合その他の特別な事情がある場合において、庁舎の保全及び秩序の維持並びに公務の円滑かつ適正な遂行に支障がないと認めるときは、前2項の規定にかかわらず、これらの規定を適用せず、規則第6条第1項の規定による許可に関する手続を省略することができるものとする。

(駐車場の制限)

第10条 自動車駐車場においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 通行の速度は、時速8キロメートル以下とすること。
 - (2) 総務課長が定める場合を除き、自動車を駐車し又は停車するときは、原動機を停止すること。
 - (3) その他場内の案内及び規制標識の内容に従うこと。
- 2 区庁舎管理者は、自動車駐車場を利用する車両が前項の規定に違反している場合において庁舎の管理上必要と認めるときは、規則第7条の規定により当該車両の自動車駐車場の利用を禁止し、退場を求めるものとする。

(禁煙)

第11条 庁舎内は、全面禁煙とする。

(施行の細目)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、総務課長が定める。

附則

この要綱は、平成19年5月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年3月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年10月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年10月15日から施行する。

附則

この要綱は、令和 8 年 7 月 29 日から施行する。

(第 1 号様式)

時間外・休日 入退庁記録簿

[illegible]

時間外・休日 庁舎内入退出簿

(案件名称):

日時： 年 月 日()

開始時間： 午前・午後 時 分

終了予定: 午前・午後 時 分

担当課() 責任者()

[illegible]

(第3号様式)

最 終 退 庁 簿								
				供 覧	総務課長	課長代理	庶務係長	係 員
年 月 日 ()								
	課 名		最終退庁者		退庁時間			
5 階					時	分		
					時	分		
4 階					時	分		
					時	分		
					時	分		
					時	分		
3 階					時	分		
					時	分		
2 階					時	分		
					時	分		
1 階					時	分		
					時	分		
※退庁時間は24時間制で記入してください。								

(第4号様式：表面)

行為許可申請書

年 月 日

(各所管課長)

____様

申請者

住所_____

団体名_____

代表者氏名_____

電話番号_____

大阪市淀川区役所庁舎内における次の行為について、許可をお願いします。

行為の目的 及び内容	
場 所	
日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
人数等	
その他	
備 考	☐ 暴力団の利益になるような行為ではありません。 ☐ 庁舎内では、大阪市区役所庁舎管理規則第8条に定める禁止事項 (裏面参照)を遵守します。

(備考)

「確認事項」欄は、該当することを確認した上で、□にレ印を付してください。

○大阪市区役所庁舎管理規則（平成 19 年 3 月 30 日 規則第 48 号）：抜粋

(行為の禁止)

第 8 条 区役所庁舎においては、何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 凶器、爆発物その他の危険物の持込み
- (2) 区役所庁舎、備品その他の物件の破損又は汚損
- (3) 通行を妨げる行為
- (4) 脅迫、威圧的な言動、暴言、けん騒その他の不穏当な言動を行うこと
- (5) 職員に対して面会を強要すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区役所庁舎における秩序を乱し、又は公務の円滑な遂行を妨げる行為

(第5号様式)

許可書

年 月 日

(申請者)

住所 _____
氏名 _____ 様

(各所管課長)

年 月 日付けにて申請のあった大阪市淀川区役所庁舎内における行為について、次のとおり（条件を付して）許可します。

行為の目的 及び内容	
団体名 及び代表者名	
場 所	
日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
人数等	
条 件	

(第6号様式)

不許可決定通知書

年 月 日

(申請者)

住所 _____

氏名 _____ 様

(各所管課長)

年 月 日付けにて申請のあった大阪市淀川区役所庁舎内における行為について、次のとおり不許可とします。

行為の目的 及び内容	
場 所	
日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
不許可理由	